

申 立 書

広島市保健所長 殿

<譲受人>

住所 _____

氏名 _____

<譲渡人>

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

施 設 の 名 称 _____

施 設 の 所 在 地 _____

許可年月日及び番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号

この度、譲渡により上記施設の旅館業の営業者の地位を承継するに当たり、旅館業法施行規則第1条に規定されている申請書記載事項及び添付書類のうち、下表の☑のある項目に関しては、申請内容に変更がないことを申告します。

また、事業譲渡により変更が生じる事項については、変更届を提出します。

なお、変更内容が広島市旅館業許可事務及び指導要綱に定める新たな許可を要する場合に該当する場合は、新たに旅館業法第3条第1項に基づく申請を行います。

	既に保健所長に申請している内容 (該当しているものに☑)	変更なし
図面	<input type="checkbox"/> 旅館業の施設の配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 求積図及び計算式 <input type="checkbox"/> 階層式寝台の断面図及び平面図	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
設備	<input type="checkbox"/> 暖房、冷房又は換気の装置の構造、仕様及び設置箇所 <input type="checkbox"/> 照明設備の設置箇所 <input type="checkbox"/> 給排水の経路及び給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合は、その給排水経路の縦断面経路又は系統 <input type="checkbox"/> 【共同入浴設備】 脱衣場及び浴室等の構造 <input type="checkbox"/> 【共同入浴設備】 給排水設備の配置及び系統 <input type="checkbox"/> 【共同入浴設備】 ボイラー、ろ過機、消毒設備、貯湯槽、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小水粒を発生させる設備の構造及び仕様 <input type="checkbox"/> 【共同入浴設備】 入浴者の守るべき事項 <input type="checkbox"/> 【共同入浴設備】 入浴設備の維持管理に係る衛生上の管理運営要領	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
玄関帳場	<input type="checkbox"/> 【玄関帳場を設ける場合】 玄関帳場の構造 <input type="checkbox"/> 【玄関帳場に代替する設備を設ける場合】 玄関帳場に代替する設備の機能等 <input type="checkbox"/> 【施設内に玄関帳場を設けない場合又は民泊の場合】 施設入口等へ掲示する表札 <input type="checkbox"/> 【民泊*の場合】 宿泊者に対して行う事前説明の内容及び方法	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 「民泊」とは、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊させる施設をいう。

【譲受人記入欄】

- (玄関設備に代替する設備を設けている場合) 譲受人である私_____は、上記施設の営業者の地位を承継した後に、当該施設の周辺に居住する者その他の関係者から苦情があった場合は、誠意をもって当事者と話し合い、誠実に対応することを誓約します。
- その他、譲渡人_____が既に保健所長に誓約・申立している内容について、譲受人である私_____も誓約・申立します。
- (民泊の場合であって、譲受人が上記施設の所有権者でない場合) 譲受人である私_____は、上記施設を使用して旅館業の許可を受けての行為を行うことについて、所有権者の承諾を得ています。
- 事業譲渡に当たり名義変更が必要な書類（賃貸借契約書等）については、譲渡の効力発生日までに名義変更を行います。